

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2021年9月16日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日	備考
1	<p>【入退域管理棟汚染検査エリアにおける飲水について】</p> <p>協力企業作業員が、勤務を終え入退域管理棟汚染検査エリアにて手荷物検査待ち中に携帯していたペットボトルの飲料水を飲み監視員に指摘された。</p> <p>その後、口元の汚染検査を行い、汚染および内部取込みが無いことを確認し退域。</p> <p>念のためホールボディカウンターを実施し、異常なしを確認。</p> <p>原因は、汚染検査のためレーンに並んでいたが、検査直前に飲みかけの飲料水に気づき、並んでいたレーンは、飲みかけの飲料水が検査出来ないレーンであったため、慌ててとっさに飲んでしまったと判明。</p> <p>今後、再発防止対策を検討。</p>	G II	9月15日	
2	<p>【5号機 循環水ポンプ他除却工事における協力企業作業員の右手小指負傷について】</p> <p>協力企業作業員が、5号機 循環水ポンプ他除却工事において、循環水ポンプ(C)の軸封部取り外し作業のためくさびを打ち込んだ際、反力によりくさびが飛び、近傍を通行していた協力企業作業員の右手小指に接触し、負傷。</p> <p>救急医療室の医師の診察を受け、右手小指不全断裂および開放性骨折により緊急搬送の必要があると診断されたため、救急車を要請し搬送。</p> <p>搬送時、当該作業員は意識があり、会話もできる状況であった。</p> <p>今後、原因調査を実施し、再発防止対策を検討。</p>	G I	9月14日	2021.9.29再審議にてグレード変更: G II → G I 理由: 負傷者の休業日数が14日以上になったことから「重傷」と判断し不適合グレードを「G I」に変更した。
3	<p>【増設多核種除去設備(A)多核種吸着塔3Aサンプリング弁のシート漏えいについて】</p> <p>当直員がパトロールにおいて、増設多核種除去設備(A)多核種吸着塔3Aサンプリング弁が全閉しているにもかかわらず、約1秒に1滴のシート漏えいを確認。</p> <p>サンプリング配管の洗浄のため、当該弁の開閉操作を行ったが、シート漏えい量に変化がなかったため、上流側にあるサンプリング弁の全閉操作によりシート漏えいの停止を確認。</p> <p>シート漏えいの系統水については、排水サンプへ排水していることを確認。</p> <p>現在シート漏えいは停止しており、系統への影響はなし。</p> <p>今後、当該サンプリング弁の交換を行う。</p>	G III	9月10日	
4	<p>【起動変圧器5SA系統用限時継電器点検における内部コイル断線について】</p> <p>協力企業作業員が、起動変圧器5SA系統用限時継電器の単体試験において、試験電圧を印加した際に内部コイルの断線を確認。</p> <p>原因は、当該限時継電器の単体試験で電圧を印加する際、試験装置により電圧を小さくする必要があることが手順書に記載されていたが、手順書の当該手順箇所を飛ばして試験を行ったことが判明。</p> <p>当該限時継電器は、5号機の起動変圧器5SA系統の警報回路に使用されており、運用に直接影響しない。</p> <p>今後、限時継電器の取替を行い、手順書をステップ毎に確認できるよう、チェック項目を追加したものに改訂を検討。</p>	G III	9月13日	
5	<p>【2号機 所内変圧器(A)解体による仮設足場組立作業における協力企業作業員の体調不良発生について】</p> <p>協力企業作業員が、2号機 所内変圧器(A)解体による仮設足場組立作業中に気分が悪くなったため、登録センター休憩所へ移動し体調回復(OS-1補給)を図ったが、両手指がつつたため、救急医療室へ入室。</p> <p>医師の診察の結果、熱中症 I と診断され、処置を受け退出後、帰宅。</p> <p>今後、再発防止対策を検討。</p>	G III	9月13日	
6	<p>【増設多核種除去設備の建屋空調用外調機異常ランプの点滅について】</p> <p>当直員が、増設多核種除去設備の建屋空調用外調機を制御している屋外監視盤に、異常を示すランプの点滅を確認。</p> <p>監視盤に「異常復帰スイッチを押してください」のメッセージがあり異常復帰ボタンを押したところ、異常ランプが消灯し、監視盤の表示も通常に戻った。</p> <p>およそ120秒後、異常ランプが再度点滅した。</p> <p>調査の結果、異常復帰後に外調機ロールフィルタのろ材巻き取りモーターは起動していたが、使用済みろ材側に巻き取られていなかったことを確認。</p> <p>原因は、外調機ロールフィルタのろ材の巻き取り不良と推定。</p> <p>外調機本体およびろ材の機能に影響がないため、系統の運転に影響なし。</p> <p>今後、ろ材側の巻き取り部位の点検修理予定。</p>	G III	9月11日	